

問X - 2 - ④ (公益目的支出計画に記載することができる公益事業)

複数の公益事業を行っている法人ですが、公益目的支出計画に記載することができる公益事業とはどのようなものですか。

答

- 1 今日まで様々な公益的な事業を行ってきた法人は、一般法人に移行するに際してはそれら事業のすべてを公益目的支出計画に記載することも可能ですし、一部の事業を取り上げて公益目的支出計画に記載することもできます。
- 2 ただし、支出の総額が収入の総額を上回っていることが必要です（別添資料「一般社団・財団法人に移行する際のモデルケース」を参照願います。）。
- 3 また、新たに始める公益目的事業や公的な団体への財産の寄附も公益目的支出計画の対象として記載できます。

【参照すべきガイドラインの抜粋等】

- (1) 公益目的支出計画に記載された実施事業等について、整備法第 119 条第 2 項第 1 号の「イ」、「ロ」又は「ハ」に該当していることについて

申請において、実施事業等については事業区分ごとに内容及び収益・費用に関する額等が記載されており、整備法第 119 条第 2 項第 1 号「イ」、「ロ」又は「ハ」に該当することを要する。また、実施事業について定款に位置づけられていることを要する。

(中略)

※ 法人が公益目的支出計画に記載する「実施事業等」については、支出の総額が収入の総額を上回ることを要する。

なお、複数の実施事業等を盛り込む場合であり、それらの実施事業のうちいくつかの実施事業については、支出額が収入額を上回らないものであっても上記を満たす限り可能とする。